

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業法施行規則等の経済産業省関係省令の整備に関する省令案等」に対する意見募集の結果について

令和4年3月  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部政策課

令和4年2月4日（金）～令和4年3月5日（土）にかけて、標記政令案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。

頂いた御意見に対する資源エネルギー庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

今後とも、資源エネルギー行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 実施期間等

(1) 募集期間：令和4年2月4日（金）～令和4年3月5日（土）

(2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

#### 2. 意見募集結果

意見提出件数：7件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれる場合は、回答のわかりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字が合いません。

#### 3. 提出された御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり。

#### 4. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電話：03-3501-1746

## 御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業法施行規則等の経済産業省関係省令の整備に関する省令案等」に対する御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

No.	提出意見	御意見に対する考え方
1.	<p>(該当箇所) 電気事業法施行規則の改正案 第3条第2項第3号 「構内(ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。)」</p> <p>(意見) 高压分割の禁止は、大きなコストアップによって事業化が困難となり、私たちが進めようとしている地域主体での太陽光発電事業の機会を奪うことになるため、高压分割については、規制の対象外としていただきたい。</p> <p>(理由) 低压分割は、保安上の規制を回避する社会的不公平性等が存在し、禁止する合理性があるが、高压分割は、みなし特高となり、保安上の規制の差は小さい。 むしろ、特高接続の場合に必要な設備費が増え、社会的な非効率性が発生してしまうこと、そして、設備費上昇によって事業化が困難となり、地域が主体的に進めようとしている発電事業の機会を奪うことになる。 高压分割については、みなし特高とすることで、規制の対象外としていただきたい。例えば、みなし特高案件に関しては、特段の理由として、高压分割を認めてはどうか。</p>	<p>特別高压に必要となる接続費用について、一般的には、発電設備の分割が行われることで、不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生が見込まれることから、特別高压、高压に関わらず、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」としております。</p> <p>なお、保安規制については、電気事業法等に基づき、電圧(低压、高压、特別高压)や出力等に応じて必要となる措置がそれぞれ規定されており、発電事業を営む際には、それぞれの発電設備の電圧や出力等に応じた保安規制を順守していただくことが必要です。</p> <p>頂いた貴重なご意見を踏まえ、引き続き、発電事業者の声や発電事業の状況についてはきめ細かく把握しながら、今後の政策について検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>2.</p>	<p>(該当箇所)          特定計量制度に係るガイドライン          4. 4. 1 (1) (ウ) 封印等 (24 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>1. 「計量する機能の改ざん等を防止する目的を果たすための電気計器の外箱を封印する等の物理的な措置」とありますが、これは電気計器単体を指すのか電気計器を内蔵する設備の外箱を指すのか不明瞭なので、どちらなのか明記をお願いしたいです。</p> <p>2. 封印を解いてしまった場合の対処方法が記載されておりません。対処方法についても明記をお願いしたいです。          下記のようなことが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封印を解いた場合は、料金取引用として使用できなくなるのかどうか？</li> <li>・ 再封印すれば使用できるのか？</li> <li>・ 再封印する場合には何らかの手続きが必要になるのか？</li> </ul> <p>3. 「電気計器の外箱を封印する等の物理的な措置の他、不正アクセス等を防止するための措置や、これを検知する機能の搭載等ソフトウェアを利用した措置等」とありますが、この文言では、物理的な措置のみで良いのか、ソフトウェアでの措置のみで良いのか、もしくは両方必要なのかの判断が付きません。          明記をお願いしたいです。</p> <p>(理由)</p> <p>料金取引用の電力量計において、封印はお互いの信頼の証であり重要な機能と考えております。取引するお互いが封印を確認できる状態が好ましい状態と考えます。</p> <p>仮に、取引を行う一方のみが封印の存在を認知していたり、再封印が行えるような運用では、いくら違約金を科すなどの運用ルールがあったとしても、お互いの信頼とはならないと考えます。</p> <p>需要家保護の視点からの封印に関しても具体的に記載すべきではないかと考えます。</p>	<p>1. 物理的な措置を前提とした場合、電気計器単体や電気計器に内蔵されている計量機能を持っている機器どちらか一方を封印することで本ガイドラインの要件を満たすことになるという制度になっているところ、ご意見を踏まえ、その趣旨を明確化する観点から修正しました。</p> <p>2. 御意見を踏まえ、以下のとおり説明文を追加しました。</p> <p>「物理的な措置により封印を行っている場合において、封印が解かれてしまった際には、速やかに再封印の措置を講じることが必要となる。(再封印の措置を講じるまでは、特定計量に使用することができない)」</p> <p>3. 特定計量制度における封印については、物理的な措置やソフトウェアによる措置、運用ルールによる措置(特定計量に係る取引等の相手方が電気計器への不正なアクセス等を行い、改ざん等をした場合には、その相手方に違約金を科すなど)等のいずれかの措置等を講じる必要があるところ、ご意見を踏まえ、その趣旨を明確化する観点から修正しました。</p>
-----------	---	--

3.	<p>(意見)</p> <p>重要な省令案でかつ、686ページもの大作にも関わらず、概要資料さえ提示しないというのは、一般国民にはチェックさせない意図でもあるのでしょうか？</p> <p>理解しやすいような参考資料はつけてください。</p>	<p>頂いたご意見を今後の意見公募の参考にさせていただきます。</p>
4.	<p>(該当箇所)</p> <p>特定計量制度に係るガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4. 4.1 (2) ((1)) (イ) II iii) 「耐ノイズ性能」の試験【合理化の考え方】</li> <li>・ 34頁 10行目</li> <li>・ 計量性能への影響が軽微な場合には、計量性能に係る試験の実施を省略することができる。</li> </ul> <p>(意見)</p> <p>軽微な場合と判断するための根拠として、届出者があらかじめ届出を行うべき事項に、設置箇所のノイズ環境について事前に計測した結果を含めるべきと考えます。全設置箇所についての計測が現実的でなければ、サンプリング的なデータでも許容されると考えますが、計量器の耐ノイズ性能の評価を省略するための条件として明記いただくべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>無線回路やスイッチング電源回路などを内蔵した電気機器や電機設備が広く普及している状況下において、耐ノイズ性能評価を全て省略するためには実測データが必要と考えます。</p> <p>また、計量器設置後に、ノイズによる影響量を需要家が把握することは技術的に困難であり、誤計量に全く気付かないまま、不利益を被り続けるリスクが高いと考えます。耐ノイズ試験を省略するには十分なバックデータが必要です。</p>	<p>「軽微な場合と判断するための根拠」について、本制度は届出制度としていることや特定計量の開始のためにバックデータ等の情報を届出者に課すことは、過度な負担につながると考え、あらかじめ届け出ってもらうことにしておりません。一方で、試験条件や試験点を合理化した場合、その理由について台帳に記載するよう求め、必要に応じて国がその台帳を確認することで、その基準適合性を担保しています。</p>
5.	<p>(該当箇所)</p> <p>特定計量制度に係るガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4. 4.2 (1) ((2)) (オ)</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり説明文を追加しました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 46頁 26行目</li> <li>・ (例：・屋内設置を～などの行為を行わないこと。等が想定される)</li> </ul> <p>(意見)</p> <p>配線変更や設置場所移動に関する例だけではなく、電波を発するもの(無線ルータ等)を接近されることや、強力な磁石を近づけること、室内温度が上昇しないよう配慮すること等、計量器の性能に応じ、個別に配慮が必要であることを明記するべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本制度は、計量器の配線変更や設置場所移動が構造的もしくは機能的に不可能な手段をとることが前提と理解しており、相手方が注意すべき事項例としては重要度が低いと考えます。</p> <p>本制度で使用する計量器が、特定の設置環境での使用しか前提にしていないことに起因して起こりうる事象に注意喚起するべきと考えます。</p>	<p>「電気計器の計量機能に影響が出てしまう可能性があるため、強力な電波を発生させるものや強力な磁石等を近づけないように配慮すること。」</p>
6.	<p>(該当箇所)</p> <p>特定計量制度に係るガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6. (ア) iii)</li> <li>・ 55頁 19行目</li> <li>・ 精度階級 (選択した公差)</li> </ul> <p>(意見)</p> <p>第一号～第三号については、資源エネルギー庁のHPに公開するなど、第三者が常に容易に確認できるよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>特に、第三号に含まれる「使用している電気計器の精度階級」については、電気計器設置後に把握することが技術的に困難(ガイドラインに記載はありますが、将来的な可能性に配慮したもの、あるいは、ある程度の精度不足は許容した手段と理解しています)であり、HP等で公開されることがなければ、高精度を追求するインセン</p>	<p>使用している電気計器の精度階級につきましては、特定計量制度の活用を検討されている事業者としても参考となる情報であると考えられるため、HP等での公表を検討しています。</p>

	<p>タイプが事業者側からなくなると考えます。需要家保護の観点から必須要件であるばかりか、将来的に特例計量器を差分計量やアグリゲートに使用されることも想定されるのであれば、導入開始時から公開されることが重要と考えます。また、需要家だけでなく事業者をビジネスパートナーとして選定する企業にとっても判断材料として有益であると考えます。</p>	
<p>7.</p>	<p>(該当箇所)          特定計量制度に係るガイドライン          ・6. (ア) iv)          ・56頁 3行目          ・差分計量、按分計量を行う場合はその方法及び適切性 等</p> <p>(意見)          差分計量に関する説明が、本ガイドラインに含まれていません。考え方や課題、必須要件について記載する必要があると考えます。</p> <p>(理由)          按分計量については、10頁にその考え方が、47頁の「(カ) 計量点の 設定」には”配線や交直変換等の電力損失分などをどちらの負担にするか”など按分計量に関連した具体的課題や注意点についての記載があります。</p> <p>一方で、差分計量については、特定計量器においても、特定計量器の公差を計量法の10分の1で見積るなど実力値ありきの内容で制度開始に至っている状況です。特例計量器を使うことを前提にした本ガイドラインに、差分計量の単語を記載するのであれば、課題等に関する明記が必須と考えます。</p>	<p>本ガイドラインは、特定計量制度の定義や要件等について規定しているものであるため、計量方法の1つである差分計量の課題や実施条件等について詳細に規定するものではありません。一方、特定計量制度に基づく電気計器を差分計量に使用するケースも考えられますので、必要に応じて資源エネルギー庁 HP の電気計量 Q&amp;A 等で整理するようにいたします。</p>
<p>8.</p>	<p>(意見)          特定卸供給事業について、小売電気事業者から電気を調達しているが、電源の内訳が分からず、届出要否の判断ができない可能性があるのではないか。</p>	<p>特定卸供給事業制度は、再生可能エネルギーや蓄電池などの分散型電源の供給力を把握し、災害等の需給ひっ迫時に活用することを目的としています。特定卸供給事業に該当する可能</p>

		<p>性がある場合は、電気の調達元の事業者電源の内訳を確認するなど、制度の対象となるかご確認いただいた上で届出を提出いただく必要がございます。その上で判断に迷う場合は資源エネルギー庁電力基盤整備課にご相談ください。</p>
9.	<p>(該当箇所)  (2) - 6 別添1 4_特定計量制度に係るガイドライン(案) P45 今回使用する電気計器の検査について、安全性能の試験の実施を省略したが、その理由は当該計器が製品安全規格に準拠しており、電気製品全体として安全性が確保されていると考えられたためである。</p> <p>(意見)  他の例文(ですます調)と文体が異なるため、統一した方が良いと思います。</p>	<p>ご趣旨踏まえ表現を適正化しました。</p>
10.	<p>(該当箇所)</p> <p>(意見)  まず、少し苦情を述べる。  改正の概要についての書類が無い事について、少々困った。  この様な多い量の改正については、概要についての書類を提示していただきたく思う。</p> <p>以下、本題となる意見である。</p> <p>該当する箇所が複数あるので、まとめて意見を行う。</p> <p>&gt; 提出書類について  法人となる事業者等について、法人番号の提出を行わせるような内容になっていないようであるが、法人番号の指定がある法人等については法人番号の提出を行わせる</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

ようにされたい。

法人番号が用いられると、経済産業省事務だけでなく、国税庁、国土交通省、総務省、農林水産省、地方公共団体他の事務についても利便が発生し、また公正性について幾分か望ましい状況が達成されるのであるが（法人番号が用いられれば、一意に、容易に、実際に存在する法人についての特定が行える、という特性により）、それは行政事務において求められるような望ましい性質であるので、法人番号の利活用は強くその必要性があるものである。

一度提出され、ある事務分野における事業者法人等の識別番号と紐付いている場合においては必ずしも法人番号の提出は行われなくてもよいと考えるが（その様な識別番号を提示しての届出内容の変更等の手続などは可能と考える、という事である。）、そうでない場合は法人番号の提出が行われるのが適切であるので、ちゃんと、文中での記載及び様式において、申請・届出等においては（法人番号の指定がある法人等の）法人番号の提出が行われるようにされたい。

（電気通信を用いる様な行政事務においても法人番号があった方が望ましいのは間違い無いはずであるので、エネルギー関係の行政事務での法人番号の利活用は本来的に強く求められる事であるはずである。ちゃんと法人番号の利活用を行われたい。）

#### >電子メールの利用について

行政手続における電子メールの利用については、その送信・受信の双方について、メールの保護（一般に TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS の利用））がなされるのが適切であるはずであるが、事業者には、利用している電気通信事業者等（あるいは自前）による電子メールの利用について、その送信・受信両方が TLS での保護がなされるように注意の記載を行うべきと考える。

各種の電子情報処理組織を用いた事務処理においては、https の様な、ちゃんと SSL/TLS でその通信が保護された回線での通信が行われるのが一般的になっているのであるが、日本国内においては総務省の怠慢によって電子メールについて TLS での保護が行われない事業者が一般的となっているので（もちろん、通信経路の途中でのパケット取得等により、簡単に内容についての盗聴・改竄が行えてしまう。行政での電子メールの利用を行おうとする場合において、これはとても痛い事である。）、その注意が必要であると考えます。

おそらく、事業として電気事業に関わる者については、その程度の環境準備については行えるはずではないかと考えるのであるが、電気事業において、高速かつ高頻度で半自動的になされる各種の取引や通知等において、その盗聴や改竄が行われうるのは問題であるので、経済産業省等は、この様な事務において用いられる電子メールについては、その送信・受信の双方が保護されるようなものである事（少なくともそのための環境が備わっている事）（一応、TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS の利用）を念頭に置くべきと考える。）について、事業者に求めるようにしていただきたい。

>使用電力量等の測定について

電気の電力等の測定については、なるべく、その送信側・受信側の双方で行われるのが適切と考える。

そうすれば、盗電（これは結構実際に考えるべき事態であると思われる。）や、あるいは漏電などの事態についての把握も速やかに行えるであろうし、また犯罪や不正の抑止効果もあるであろうから、制度としてそのようにしていくのが適切と考える。

なるほど、効率の良いやり方としては、最低限の測定しか行わないのが良いのかもしれないが、センサー等の機器について廉価化しているのであるし、盗電も漏電も注意すべき問題事態であって防がれるようにすべき要求性はかなり強いものであるので、そのようにすべきと考える。